

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p><b>7-60 ブローバイ・ガス還元装置</b></p> <p><b>7-60-1 装備要件</b></p> <p>内燃機関を原動機とする自動車であってガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたものには、ブローバイ・ガス還元装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車であって普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）のうち過給器を備えたもの並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたもののうち過給器を備えたものにあってはこの限りでない。（保安基準第 31 条第 4 項関係、細目告示第 41 条第 3 項関係、細目告示第 119 条第 3 項関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 指定自動車等のうちブローバイ・ガスを大気開放する構造であってその構造及び装置が指定自動車等と同一であるもの</li> <li>② ①以外のブローバイ・ガスを大気開放する構造である普通自動車及び小型自動車であって、WHTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物が 7-58-1 (1) ③の基準に適合するもの</li> <li>③ 排出ガス非認証車のうち大型特殊自動車</li> </ul> <p><b>7-60-2 性能要件（視認等による審査）</b></p> <p>ブローバイ・ガス還元装置は、炭化水素等の発散を防止するものとして機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、その取付けが確実であり、かつ、損傷のないものでなければならない。</p> <p><b>7-60-3 欠番</b></p> <p><b>7-60-4 適用関係の整理</b></p> <p>次に掲げる自動車については、7-60-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 昭和 45 年 12 月 31 日以前に製作された自動車（同年 9 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）（適用関係告示第 28 条第 1 項第 1 号関係）</li> <li>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、平成 12 年 8 月 31 日（輸入自動車にあっては、平成 13 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 11 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）（適用関係告示第 28 条第 1 項第 4 号口）</li> <li>③ 軽油を燃料とする自動車であって、平成 16 年 8 月 31 日以前に製作された車両総重量 12t 以下の普通自動車及び小型自動車。</li> </ul> <p>ただし、輸入自動車以外の自動車であって、平成 14 年 10 月 1 日〔普通自動車又は小型自動車（専ら乗用の用に供する自動車並びに車両総重量 1.7t 以下の自動車を除く。）にあっては平成 15 年 10 月 1 日〕以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。（適用関係告示第 28 条第 1 項第 6 号関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>④ 軽油を燃料とする自動車であって、平成 17 年 8 月 31 日以前に製作された車両総重量 12t を超える普通自動車及び小型自動車。</li> </ul> <p>ただし、輸入自動車以外の自動車であって、平成 16 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。（適用関係告示第 28 条第 1 項第 6 号関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 次に掲げる軽油を燃料とする大型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 平成 29 年 8 月 31 日以前に製作された定格出力が 19kW 以上 56kW 未満である原動機を備えたもの。</li> <li>ただし、輸入自動車以外の自動車であって、平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 28 年 9 月 30 日以前に平成 26 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。（適用関係告示第 28 条第 1 項第 14 号イ）</li> <li>イ 平成 29 年 8 月 31 日以前に製作された定格出力が 56kW 以上 130kW 未満である原動機を備えたもの。</li> <li>ただし、輸入自動車以外の自動車であって、平成 27 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 27 年 9 月 30 日以前に平成 26 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。（適用関係告示第 28 条第 1 項第 14 号ロ）</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>8-60 ブローバイ・ガス還元装置</b></p> <p><b>8-60-1 装備要件</b></p> <p>内燃機関を原動機とする自動車であってガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたものには、ブローバイ・ガス還元装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車であって普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）のうち過給器を備えたもの並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたもののうち過給器を備えたものにあってはこの限りでない。（保安基準第 31 条第 4 項関係、細目告示第 197 条第 3 項関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 指定自動車等のうちブローバイ・ガスを大気開放する構造であってその構造及び装置が指定自動車等と同一であるもの</li> <li>② ①以外のブローバイ・ガスを大気開放する構造である普通自動車及び小型自動車であって、WHTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物が 7-58-1 (1) ③の基準に適合するもの</li> <li>③ 排出ガス非認証車のうち大型特殊自動車</li> </ul> <p><b>8-60-2 性能要件（視認等による審査）</b></p> <p>ブローバイ・ガス還元装置は、炭化水素等の発散を防止するものとして機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、その取付けが確実であり、かつ、損傷のないものでなければならない。</p> <p><b>8-60-3 欠番</b></p> <p><b>8-60-4 適用関係の整理</b></p> <p>7-60-4 の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>ウ 平成 28 年 8 月 31 日以前に製作された定格出力が 130kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたもの。</p> <p>ただし、輸入自動車以外の自動車であって、平成 26 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 26 年 9 月 30 日以前に平成 26 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 14 号ハ)</p> <p><b>7-60-5 従前規定の適用①</b></p> <p>①から⑤までに掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>① 昭和 45 年 12 月 31 日以前に製作された自動車(同年 9 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 1 号関係)</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、平成 12 年 8 月 31 日(輸入自動車にあっては、平成 13 年 3 月 31 日)以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成 11 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 4 号ロ)</p> <p>③ 軽油を燃料とする自動車であって、平成 16 年 8 月 31 日以前に製作された車両総重量 12t 以下の普通自動車及び小型自動車。</p> <p>ただし、輸入自動車以外の自動車であって、平成 14 年 10 月 1 日〔普通自動車又は小型自動車(専ら乗用の用に供する自動車並びに車両総重量 1.7t 以下の自動車を除く。)にあっては平成 15 年 10 月 1 日〕以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 6 号関係)</p> <p>④ 軽油を燃料とする自動車であって、平成 17 年 8 月 31 日以前に製作された車両総重量 12t を超える普通自動車及び小型自動車。</p> <p>ただし、輸入自動車以外の自動車であって、平成 16 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 6 号関係)</p> <p>⑤ 次に掲げる軽油を燃料とする大型特殊自動車</p> <p>ア 平成 29 年 8 月 31 日以前に製作された定格出力が 19kW 以上 56kW 未満である原動機を備えたもの。</p> <p>ただし、輸入自動車以外の自動車であって、平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 28 年 9 月 30 日以前に平成 26 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 14 号イ)</p> <p>イ 平成 29 年 8 月 31 日以前に製作された定格出力が 56kW 以上 130kW 未満である原動機を備えたもの。</p> <p>ただし、輸入自動車以外の自動車であって、平成 27 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 27 年 9 月 30 日以前に平成 26 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 14 号ロ)</p> <p>ウ 平成 28 年 8 月 31 日以前に製作された定格出力が 130kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたもの。</p> <p>ただし、輸入自動車以外の自動車であって、平成 26 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 26 年 9 月 30 日以前に平成 26 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 14 号ハ)</p> <p><b>7-60-5-1 装備要件</b> なし。</p> <p><b>7-60-5-2 性能要件</b> なし。</p>	